

(案)

基本方針2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

(2) いじめを生まない学校づくり

いじめは、いじめられた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼし、児童・生徒の心に長く深い傷を残します。

本区では、いじめは絶対に許さないという強い信念を持っていじめの未然防止等に取り組んでいます。が、「いじめは必ず起こりうるもの」という認識のもと、いじめの防止、早期発見に努め、ささいな兆候にも適切に対応していくことが重要です。

また、いじめの傍観者も加害者の一員であるという認識を子どもたちに理解してもらい、いじめが発生した際には強い気持ちを持ってお互いが助け合えるような学校づくりを推進します。

○ 現状と課題

平成25（2013）年6月にいじめ防止対策推進法が公布され、いじめの定義が変更になりました。従前の定義では、「心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」というものでしたが、今は「他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」に改められました。これは、ふざけ合いなどと勘違いしていじめを見逃すことがないように、本人が嫌だと感じたものはいじめと認知し、未然防止や早期発見につなげていくというねらいがあります。本区はいじめの認知件数（図1）が平成30（2018）年度に急増しているのは、いじめの定義を変更したことが主な要因です。

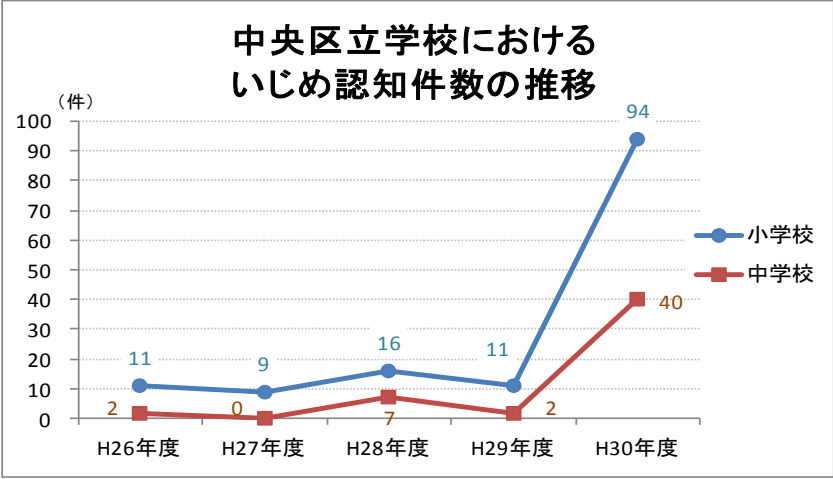
平成30（2018）年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の「いじめの態様」をみると、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」となっています（図2）。これらは、いじめを見ている周りの児童・生徒も「ふざけている」と勘違いしたり、被害を受けている児童・生徒もその時には気付かず、後になっていじめと認識するケースもあります。しかし、このようないじめは教員の目が行き届かないことも多く、まわりの児童・生徒もいじめをいじめとして認識せずに見過ごしてしまう可能性があることから、気がついたときには重大ないじめに発展してしまうといった危険性がひそんでいるといえます。

最近ではSNS上でのいじめも認知されてきており、平成29（2017）年度には小学校で1件、中学校で0件であったものが、平成30（2018）年度では中学校で7件と増えている状況にあります。適切な情報モラルを身に付けずに友達が悪口を書くなどといった行為が見受けられ、SNS上で行われるいじめは、より大人からは見えにくい状況となっています。

教員等以外によるいじめ発見のきっかけとして最も多かったのは、「いじめを受けた本人の保護者からの訴え」である一方、「本人からの訴え」や「まわりの児童・生徒からの情報」は少ない状況です（図3）。これは、前述の理由以外にも、いじめられた子ども自身が「心配されたくない」などの気持ちから、いじめを否定する心理が働いている場合が考えられます。まわりの児童・生徒も、いじめと認識しているにも関わらず、「仕返しが怖い」「次は自分かもしれない」などの思いから、勇気が持てず傍観者として情報提供を踏みとどまるケースも考えられます。また保護者が、自分の子どもへの仕返しを恐れ、加害者への指導を行わないでほしいと訴えるケースもあります。

これらはほんの一例にすぎませんが、様々な角度やあらゆるケースを想定した上で、いじめの未然防止を重視し、早期発見・早期対応を組織的に行うことが必要です。

(図1)



(図2)

平成30年度調査 いじめの態様

(単位:件)

区分	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	68	26
仲間はずれ、集団による無視をされる。	10	3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	33	9
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	0	0
金品をたかられる。	2	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	4	3
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	9	4
パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。	0	7
その他	2	0
計	128	52

(図3)

平成30年度調査 いじめの発見のきっかけ

(単位:件)

区分		小学校	中学校
① 学校の教職員等が発見した。		51	34
内訳	学級担任が発見した。	5	1
	学級担任以外の教職員が発見した。 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)	5	4
	養護教諭が発見した。	0	0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0
	アンケート調査など学校の取組により発見した。	41	29
② 学校の教職員以外からの情報により発見した。		38	5
内訳	本人からの訴え	8	0
	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	28	5
	児童生徒(本人を除く。)からの情報	1	0
	保護者(本人の保護者を除く。)からの情報	0	0
	地域の住民からの情報	0	0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む。)からの情報	1	0
	その他(匿名による投書など)	0	0
計		89	39

○ 取組の方向性

① いじめの未然防止の取組

いじめを生まない学校づくりを推進するため、「中央区いじめ防止基本方針」および各校における「学校いじめ防止基本方針」に基づき、様々な方向から未然防止に積極的に取り組みます。

未然防止に関しては、道徳科や命と心の授業などを中心に教育活動全体を通して、児童・生徒が互いに認め合い尊重される存在であるという認識をもたせるとともに、「傍観者も加害者の一員である」という意識がもてるように指導します。また、児童・生徒が不安に思ったとき、友人関係で些細なトラブルがあった時に、教員のみならずスクールカウンセラーなどに相談しやすい環境を整え、児童・生徒が悩みを一人で抱え込まないようにします。

② いじめの早期発見・早期対応の取組

いじめを重大化、複雑化させないように早期発見、早期対応に取り組みます。

毎年、いじめに関するアンケートを実施し、さらに、いじめの疑いがあるときには、「学校いじめ対策委員会」を開くなど組織的な対応を徹底します。また「中央区いじめ問題対策連絡協議会」において実際にあったいじめ対応事例をケーススタディとして取り入れるなど協議内容等をより充実させ、学校と関係機関等が一層実効性のある連携・協力体制を構築します。

【主な取組】

①-1 いじめを絶対に許さないという心の教育の推進

道徳の時間や命と心の授業の活用をはじめ、学校生活全体で互いを認め合う心の育成に努めます。併せて、いじめを発見した際には勇気をもって情報提供をすることの大切さを実感させ、子どもたちが楽しくのびのびと過ごせる、いじめを生まない学校づくりを推進します。

①-2 教育相談体制の推進【充実】

小学校に専任教育相談員、中学校に心の教室相談員を配置し、児童・生徒が悩み等を気軽に相談できる環境を整えるとともに、スクールカウンセラーによる全員面接を行うなど、SOSの出し方に関する教育を充実させます。また、スクールカウンセラーの需要が高い中学校については、派遣回数を増やすなどの対応をします。

②-1 いじめに関するアンケート等の実施

「中央区いじめ総合対策」に基づいた「学校いじめ対策委員会」による認知の徹底や、年3回の「いじめに関するアンケート」の実施、全教員による状況把握等を通していじめの早期発見に努めます。また、学校がいじめを認知した場合、即時に「学校いじめ対策委員会」を開き、いじめ対応方針と役割分担を校長が決定し、解決に向けて迅速に対応します。

②-2 いじめ問題への対応に向けた体制の整備

「中央区いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会および各学校は、未然防止・早期発見・早期対応など具体的な取組を実施するとともに、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」において、子ども家庭支援センター、警察署、児童館等の関係機関や、地域住民（主任児童委員、保護司、青少年委員等）がいじめ問題について協議し、早期発見・早期対応を進める体制を構築していきます。

②-3 「中央区いじめ問題対策委員会」の設置

教育委員会は学識経験者や弁護士等の専門家による「中央区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ問題に対する取組状況の検証を行い、いじめ問題への対応の改善を図っていきます。